

**京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する
検討委員会答申（案）に係る市民意見募集の結果**

1 概要

(1) 募集期間

平成29年5月24日（水）～平成29年6月26日（月）

(2) 意見提出方法

持参，郵送，FAX又は京都市ホームページ内の意見送信フォームにより受付

(3) 御意見数

意見総数：337件（応募者数：125名）

(4) 御意見をいただいた方（125名）の属性

（※連名による御意見については，提出代表者の属性で集計しています。）

ア 性別

性別	男性	女性	団体
人数	85名	38名	2名
割合	68.0%	30.4%	1.6%

イ 年齢

年齢	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	団体
人数	2名	12名	34名	43名	22名	9名	1名	0名	2名
割合	1.6%	9.6%	27.2%	34.4%	17.6%	7.2%	0.8%	0.0%	1.6%

ウ 居住地

居住地	京都市内	京都市外
人数	99名	26名
割合	79.2%	20.8%

2 御意見の内訳（答申（案）の項目別）

答申（案）の項目		意見数	割合
1	検討の必要性	7件	2.1%
2	入浴客のもたらす影響への対応	5件	1.5%
3	新たな財源確保を行う理由	8件	2.4%
4	新たな財源の負担の在り方	20件	5.9%
5	新たな財源の使途	62件	18.4%
6	負担を求める行為	22件	6.5%
7	「駐車場への駐車」，「宿泊」及び「別荘の所有」の3つの行為に関する個別の検討	(1)「駐車場への駐車」	24件 7.1%
		(2)「宿泊」	131件 38.9%
		(3)「別荘の所有」	20件 5.9%
8	付言	13件	3.9%
○	その他の御意見	25件	7.4%
合計		337件	100.0%

3 主な御意見（同様の御意見が多かったもの：上位10件）

御意見の内容	意見数
宿泊に対する課税に賛成する。	49件
税収について、市民及び観光客双方の満足度を高めるような施策に充てるべきである。	19件
駐車場への駐車に対する課税について、市民と観光客の区別など正確な把握が困難なため導入は不可能である。	12件
別荘の所有に対する課税について、正確な定義や課税対象の把握が困難なため、導入は不可能である。	10件
税収の使い道を明確にし、具体的にどのような事業に充てたか広く知らせるべきである。	9件
税収について、文化の振興や文化財の保護、町家の保全に充てるべきである。	8件
宿泊税を課税することにより、違法な民泊の取締りも行うべきである。納めない場合は重加算金を課したり、差押えを行うべきである。	8件
税収について、伝統産業を振興する事業に充てるべきである。	7件
拝観料への上乗せなど、寺社に負担を求めるべきである。	7件
宿泊に対する課税について、民泊を含む全ての宿泊施設を対象にすべきである。	7件